

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

浜松市人事委員会委員長 村越 啓悦

浜松市人事委員会規則第1号

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成19年浜松市人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(文書の送付) 第14条 (略) 2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないときは、 <u>当該書面に記載された内容を民法(明治29年法律第89号)第98条に規定する方法により公示することをもって送付に替えることができる。</u>	(文書の送付) 第14条 (略) 2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないときは、 <u>公示の方法によって行うことができる。</u> 3 <u>前項の公示の方法による文書の送付は、その送付を受けるべき者の氏名及び人事委員会が当該文書をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を人事委員会が定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を人事委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をと</u>

	<p><u>ることによって行うものとする。この場合</u> <u>においては、当該措置を開始した日から2</u> <u>週間を経過したときに、当該文書の送付が</u> <u>あったものとみなす。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部改正)

第2条 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成23年浜松市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(文書の送付) 第16条 (略) 2 (略) 3 <u>公示の方法による送付は、人事委員会が</u> <u>当該文書を保管し、いつでもその送付を受</u> <u>けるべき者に交付する旨及びその内容の要</u> <u>旨を浜松市公告式条例（昭和25年浜松市</u> <u>条例第23号）に規定する掲示場に掲示し</u> <u>て行うものとする。この場合においては、そ</u> <u>の掲示した日から起算して2週間を経過し</u> <u>た日に、通知が当該処分を受けるべき者に</u> <u>到達したものとみなす。</u></p>	<p>(文書の送付) 第16条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の公示の方法による文書の送付は、</u> <u>その送付を受けるべき者の氏名及び人事委</u> <u>員会が当該文書をいつでもその者に交付す</u> <u>る旨（以下この項において「公示事項」とい</u> <u>う。）を人事委員会が定める方法により不特</u> <u>定多数の者が閲覧することができる状態に</u> <u>置くとともに、公示事項が記載された書面</u> <u>を浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条</u> <u>例第23号）に規定する掲示場に掲示し、又</u> <u>は公示事項を人事委員会の事務所に設置し</u> <u>た電子計算機の映像面に表示したものの閲</u> <u>覧をすることができる状態に置く措置をと</u> <u>ることによって行うものとする。この場合</u> <u>においては、当該措置を開始した日から2</u> <u>週間を経過したときに、当該文書の送付が</u> <u>あったものとみなす。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の分限に関する規則の一部改正)

第3条 浜松市職員の分限に関する規則（平成19年浜松市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(書面の交付及びその写しの提出)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項ただし書の場合において、書面を受けるべき者の所在が知れないときは、<u>当該書面に記載された内容を民法(明治29年法律第89号)第98条に規定する方法により公示することをもって交付に替えることができる。</u></p> <p>3 任命権者は、<u>前2項</u>に規定する交付等を行った場合は、速やかに書面の写しを人事委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(書面の交付及びその写しの提出)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項ただし書の場合において、書面を受けるべき者の所在が知れないときは、<u>同項ただし書の規定による書面の交付を、公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の公示の方法による書面の交付は、その交付を受けるべき者の氏名及び任命権者が当該書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を人事委員会が定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該任命権者の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該書面の交付があったものとみなす。</u></p> <p>4 任命権者は、<u>前3項</u>に規定する交付等を行った場合は、速やかに書面の写しを人事委員会に提出しなければならない。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部改正)

第4条 浜松市職員の懲戒の手續及び効果に関する規則(平成19年浜松市人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(書面の交付及びその写しの提出)	(書面の交付及びその写しの提出)

第2条 (略)

2 前項ただし書の場合において、書面を受けるべき者の所在が知れないときは、当該書面に記載された内容を民法（明治29年法律第89号）第98条に規定する方法により公示することをもって交付に替えることができる。

3 任命権者は、前2項に規定する交付等を行った場合は、速やかに書面の写しを人事委員会に提出しなければならない。

第2条 (略)

2 前項ただし書の場合において、書面を受けるべき者の所在が知れないときは、同項ただし書の規定による書面の交付を、公示の方法によって行うことができる。

3 前項の公示の方法による書面の交付は、その交付を受けるべき者の氏名及び任命権者が当該書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を人事委員会が定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該任命権者の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該書面の交付があったものとみなす。

4 任命権者は、前3項に規定する交付等を行った場合は、速やかに書面の写しを人事委員会に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則第14条第2項及び第3項（これらの規定を同規則第22条において準用する場合を含む。）の規定

は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする文書の送付について適用し、施行日前にした文書の送付（第1条の規定による改正前の不利益処分についての審査請求に関する規則第14条第2項（同規則第22条において準用する場合を含む。）の規定により、これに替えてした公示を含む。）については、なお従前の例による。

（退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第16条第3項の規定は、施行日以後にする文書の送付について適用し、施行日前にした文書の送付については、なお従前の例による。

（浜松市職員の分限に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の浜松市職員の分限に関する規則第2条第2項から第4項までの規定は、施行日以後にする書面の交付等について適用し、施行日前にした書面の交付等については、なお従前の例による。

（浜松市職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の浜松市職員の懲戒の手續及び効果に関する規則第2条第2項から第4項までの規定は、施行日以後にする書面の交付等について適用し、施行日前にした書面の交付等については、なお従前の例による。

（あらまし）

この規則は、公示の方法を改めるものです。